

「適正な再生エネルギー価値の価格形成のあり方」 に関する意見

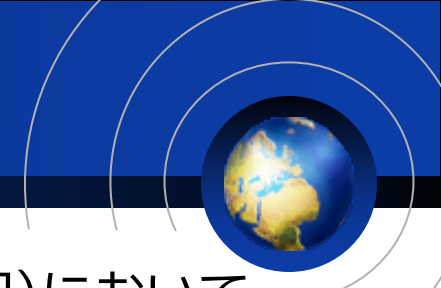


2025年9月8日

一般社団法人 日本風力発電協会
(Japan Wind Power Association)

<https://jwpa.jp>

はじめに



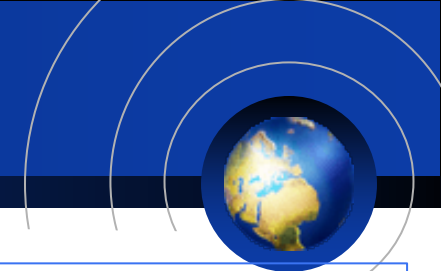
- 本意見は、2025年6月3日に開催された本小委(第74回)において「再エネ価値が適切に評価される環境の整備」に関するひとつの論点として「再エネ電源投資を促進していく観点から、適正な再エネ価値の価格形成のあり方について、どのように考えるか」との提起を受け、当協会として取りまとめたものです。
- 本論点に関連して、当協会では2023年に意見書を公表しており、約2年を経た現在においても、基本的な考え方は変わっておりません。本日の発表資料と併せ、適宜参照いただけると幸いです。

2023年11月29日付

『GX関連施策と再エネ価値の再定義に関する意見書』

<https://jwpa.jp/information/7899>

新規投資(中長期)の視点での課題感



非化石証書制度廻りの課題感

① 中長期的な 予見性の 不足

- 事業者/オフテイカーが積極的に長期の発電事業に投資/コミットしていくうえでは、関連制度に中長期的な予見性やインセンティブがあることが重要である。
- しかしながら、現状の非化石証書制度は、そのような状況とは言い難い。

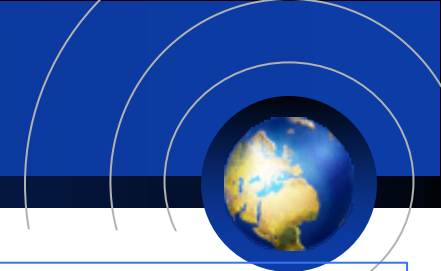
② 制度の 複雑化

- 毎年のように非化石証書制度の見直しが行われているが、結果として、現行制度は肥大化・複雑化し、かえって予見性が乏しくなっている。

③ 投資促進や 今後の 価値顕在化 の期待薄

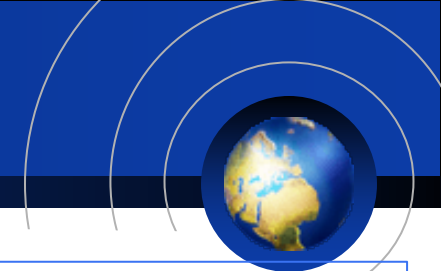
- 現在の非化石価値取引市場は、小売電気事業者に課された高度化法目標の達成手段として当初創設され、制度設計されたものであるが、高度化法目標の枠組み自体が再エネへの投資を促す仕組みとしては機能していない。
- 現行の高度化法の目標設定が2030年までである一方、2026年度から一部義務化が始まる排出量取引制度においても、発電部門への有償オークションが開始される2033年度まで、再エネ価値が顕在化する期待は持てない。

新規投資(中長期)の視点での意見



- 早急に中長期的な(マクロの)視点での制度設計の議論・整理を進めていただきたい。
 - 気候変動対策の文脈で国際的に用いられているカーボンバジェットという概念を政策検討の材料に加えることで、より早期の脱炭素化に高い付加価値が生じる。
- 再エネ調達に関する需要家の目的意識を踏まえたうえで、再エネへの投資につながる再エネ調達を需要家に促す仕組みを整備する必要があり、再エネ価値の取引市場はそのような仕組みの一環として検討・整備いただきたい。
 - 再エネ調達に関する需要家の目的意識には現状、受動的な脱炭素化の義務履行から能動的なブランド価値の向上等まで様々なレベルがあり、レベル毎に効果的なアプローチも異なると考えられるところ。
 - 2030年以降に高度化法目標の枠組みを残すか否かに関わらず、その対策強度が後退しない連続性のある仕組みとするのはもちろんのこと、更に温対法・省エネ法等関連する政策ツールと有機的に連携して様々なレベルの最終需要家の取り組みを促す仕組みを目指していただきたい。
- 1ページに記載の2023年意見書も参照いただきたい。

短期的な視点での課題感



非化石証書市場廻りの課題感

① 市場価格 水準の低さ

- 非化石証書はScope-1排出量の削減に使えない点では劣後するものの、同じゼロエミ価値をもつ証書としてJ-クレジット等に比べて市場価格水準が低い。
 - 非FIT電源(FIP電源含む)の再エネ電力販売は市場外でのCorporate-PPAが主流となっているものの、その価格形成にあたっては、市場価格がひとつの指標として参照されるため無視できない。

② 非FIT証書 の市場価格 ≒ 高度化法 遵守価値

- 非FIT証書の価値は、①非化石価値(小売の高度化法遵守価値)、②ゼロエミ価値(需要家にとっての排出削減価値)、③環境表示価値(需要家にとっての再エネの価値)の3つから構成されているはずが、非FIT証書市場は実質的に、制度検討作業部会において設定される①非化石価値の需給バランス次第で価格が下限価格又は上限価格に張り付く市場構造になっている。
 - 需要家の再エネ調達ニーズが非FIT証書の市場取引需要や市場価格を引き上げる効果は期待できない状況。

短期的な視点での課題感(続き)と意見



課題感

③ 非C-PPA FIP電源の 期待収益 の低さ

- FIPプレミアムの算定にあたっては、非FIT証書市場の約定価格が控除されているが、非FIT証書市場のこれまでの実績では下限価格に張り付き、売れ残りが生じたことが多い。
- そのため、C-PPAを締結していないFIP電源においては非FIT証書の売れ残りを覚悟するか、あるいは売れ残りを避けるために市場下限価格よりも安値で市場外で相対販売せざるを得ず、FIPプレミアムと合わせた期待収益はFIP基準価格を下回る状況。
 - 既設FIT電源のFIP転換に対する阻害要因の一つとなっている。

当協会の意見

- 短期的な制度の見直しは、証書がもつ価値に応じた価格形成がなされ、かつシンプル化する方向に進めていただきたい。
- 証書市場に上下限価格を設けていること(特にFIT証書と非FIT証書で異なる下限価格としていること、FIT証書に上限価格が設定されていること)の是非・意義は再確認いただきたい。
- 需要と供給の見通しに応じた市況感(価格シグナル)の形成を目指すうえでオークションの開催頻度を増やすか、証書の有効期限を複数年に延長いただきたい。
- 高度化法の毎年度中間目標設定の際に想定する非化石証書の需給バランスについて、1に近づけていくという方針は堅持いただきたい。